

亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 齊藤 一義

1 監査の種類

令和5年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和5年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

| 対象課等 | 監査期間 | ヒアリング実施日 |
|--|----------------------------|------------------------|
| ○まちづくり推進部 都市計画課 都市整備課 桂川・道路交通課 土木監理課 建築住宅課 ○市民生活部 市民課 火葬場整備推進課 保険医療課 税務課 | 令和6年1月15日から 令和6年3月18日まで | 令和6年2月15日 令和6年2月16日 |

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) まちづくり推進部

以下の各課に係る令和5年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

特に指摘する事項はなかった。

イ 都市整備課

(ア) 保津川水辺公園の指定管理について、基本協定に付属する仕様書に規定する管理責任者及び防火管理者並びに非常時の具体的な対応計画及び緊急時連絡先等について、市に報告する際の方法が明記されていなかった。

上記については書面で報告するよう、仕様書に明記されたい。

ウ 桂川・道路交通課

特に指摘する事項はなかった。

エ 土木管理課

特に指摘する事項はなかった。

オ 建築住宅課

(ア) 駐車場等使用料の収入済額 1,652,166 円について、調定が行われることなく収納されていた。

地方自治法第 231 条に、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。規定に基づき、適切な事務処理をされたい。

(イ) 入居者から家賃と駐車場使用料の合計額を住宅使用料として徴収し、駐車場等使用料に科目を振り替える手続きが行われていなかった。

亀岡市財務規則第 50 条第 1 項に、「収入命令権者は、収入命令を発した収入金について、会計、会計年度又は収入科目に誤りがあることを発見したときは、直ちにこれを更正しなければならない。」と定められており、第 2 項には、「収入命令権者は、前項の規定により会計、会計年度又は収入科目に誤りがある収入金について更正をするときは、更正の調定をするとともに、振替伝票を作成し、直ちに出納機関に対し振替命令を発しなければならない。」と定められている。

規定に基づき、適切な事務処理をされたい。

(2) 市民生活部

以下の各課等に係る令和 5 年 1 1 月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 市民課

(ア) 火葬場使用料において、火葬場使用許可証の交付日以降の納付が見受けられた。亀岡市営火葬場条例第 6 条に、「使用料は、前納とし、使用許可の際これを徴収する」と定められている。

条例に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 火葬場整備推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保険医療課
特に指摘する事項はなかった。

エ 税務課
特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、まちづくり推進部及び市民生活部における令和5年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査では、債権回収が十分にできておらず、使用料の未収額が増え続けている部署が見受けられた。当該債権は私債権に分類されるものであり、地方税法の例により強制徴収することはできないものの、滞納額の増加は市の収支を悪化させるだけでなく、適正に使用料を支払っている住民との間に不公平感を与え、行政への信頼を低下させかねない。

行政の公平性を保つため、悪質な滞納者に対しては法的措置を行うなど、適正な債権管理に努めていただきたい。あわせて、債権管理に係る職員の負担軽減の実現に向け、外部の専門家又は専門業者への委託を考えるなど、前向きな検討がなされることを期待する。